

十
三

十
一
口

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 ` 入 行 争 格

銭 額 銭 額
面 以 面
金 上 金
額 の 額
百 所 百
円 れ 円
に ぞ につ
つ き の き
百 円 募 百
円 四 価 円
十 格 三
二 十 九

(一) 年
一
・
七
パ
ー
セ
ン
ト

は、募入決定の通知を受け
た者は、払込金額を加え、次
算式により算出した金額を第
二回払込みとする。
十日以内の期に払い込む。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式
により算出した金額から当該
金額の二十を乗じた金額

二二 十 十 十 十 十
 十十 九 八 七 六 五
 一 払 払 者 入 払 元 償 償
 込 込 者 札 場 利 還 還
 場 期 参 所 金 金 期
 所 日 加 支 額 限 子 以

日 平 財 日 額 平 利 て を 毎
 本 成 務 本 面 成 子 、 支 年
 銀 十 大 銀 金 二 支 所 支 三
 行 九 臣 行 額 十 九 払 の 日 以 月
 の 年 大 行 百 九 年 日 前 六 各 及 二
 本 五 臣 通 円 三 月 月 月 月 支 九 月 二
 店 月 大 知 を につ き 百 日 間 に 属 す 日
 又 二 通 受 百 日 間 に 属 す 日
 は 十 知 け 円 日 間 に 属 す 日
 支 五 受 け 百 日 間 に 属 す 日
 店 日 け け 円 日 間 に 属 す 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子
 平成十九年九月二十日
 平成十九年九月二十日
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。

へただし、当該国債を發行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 することができる。